

# 小松市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 29 年 10 月 25 日

小松市農業委員会

会長 本田 雅昭

## 第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として明確に位置づけられた。

小松市においては、平地と中山間地域があり、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地域では、基盤整備のされていない区画・形状の悪い圃場や獣害による被害が多く、遊休農地の発生が懸念されており、その発生防止や解消、適切な土地利用に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作等が盛んなことから、農地中間管理事業等を活用しながら地域の担い手への農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

このような観点から、地域の特性を考慮しながら活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、小松市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて 2025 年 3 月を目標とし、3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内農地面積 (遊休農地含む) (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (2017年3月)	3,940.0 ha	10.0 ha	0.25 %
3年後の目標 (2020年3月)	3,906.3 ha	6.3 ha	0.16 %
目標 (2025年3月)	3,850.0 ha	0 ha	0 %

※ 「管内農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と遊休農地面積の合計面積。

※ 2025年3月までに遊休農地を10.0ha解消することを目標とする。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員及び推進委員による農地利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）と利用意向調査を実施する。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。
- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構や農地利用集積円滑化団体等への貸付け手続きを行う。
- 農地パトロールと利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の精度の向上と公表の迅速化を図る。
- 従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず、適宜実施する。

##### ② 非農地判断について

既に山林・原野化している農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (2017年3月)	3,930 ha	1,987 ha	50.6 %
3年後の目標 (2020年3月)	3,900 ha	2,437 ha	62.5 %
目標 (2025年3月)	3,850 ha	3,187 ha	82.8 %

※ 「管内農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積。

※ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率80%を目標とする。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ① 「人・農地プラン」について

農業委員及び推進委員は、地域農業の将来像を描く「人・農地プラン」の作成・見直しに積極的に参加し、情報提供及び調整に努める。

#### ② 農地の利用調整と利用権設定等について

市農林水産課、農地中間管理機構、JA小松市等と連携し、高齢農業者の農地や貸付を希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報について共有を図り、利用権設定や農地中間管理事業等の活用により、担い手への農地利用の集積・集約を推進する。

#### ③ 農地の所有者等を確知することが出来ない農地について

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て石川県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

#### ④ 情報の提供について

市ホームページ等を活用し、農地の貸借制度や農地中間管理事業等の積極的な周知に努める。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人・法人） （新規参入者取得面積）
今年度の目標 （2018年3月）	3 経営体 1.5 ha
3年後の目標 （2020年3月）	9 経営体 4.5 ha
目標 （2025年3月）	24 経営体 12.0 ha

※ 新規参入者数（取得面積）は、目標年までの累計値。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な促進方法

##### ① 関係機関との連携について

市農林水産課、石川県、農地中間管理機構、JA小松市等の関係団体と連携し、新規就農を目指す農業者の情報収集、就農相談に応じる体制の整備を図るとともに、国、県、市の各種補助制度の周知に努める。

##### ② 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構等を活用して、企業の参入の促進を図る。

##### ③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む）の地域の受入条件の整備を図るとともに、参入後の定着を図るため継続的な支援に努める。